

◆資源・環境対策事業

羽地・今帰仁資源管理への取り組み

水産業改良普及センター本部駐在 吉田聡

1. 目的

今帰仁・羽地海域は、ハマフエフキの好漁場であったが、資源の減少が顕著となったため、資源の回復に向け、平成12年に羽地漁業協同組合と今帰仁漁業協同組合が協力し、羽地・今帰仁漁協資源管理委員会を設置した。

当時は、ハマフエフキの幼魚（特に1歳魚）を多く漁獲していたため、その保護を目的として、幼魚の多く集まる2海域を保護区（425ha）とする資源管理が始まった。

また、この取り組みは本県の優良事例となる同取り組みであることから、取組の支援を行う。

2. 方法

運天漁港沖と屋我地島沖においてハマフエフキ（タマン）の保護区を設定、8月1日～11月30日の4ヶ月間を禁漁期間とし、この期間内は保護区域内における全魚種全漁法による採捕を一切禁止とした。

また、両漁協では、7月末日までに保護区を示すブイを設置し、8月1日から担当者による徹底した密漁防止のための監視活動を実施した。

3. 結果

平成26年7月25日に第1回の合同委員会が開催され、羽地漁協4名、今帰仁漁協5名、計9名の委員と今帰仁村、大宜味村、名護市職員が参加し、今年度も継続してハマフエフキの資源管理を行うことが確認された。

平成26年12月9日に第2回の合同委員会が開催され委員他16名が参加した。

各漁協の事務局より平成26年度の保護期間中の取組が報告され、羽地漁協からは監視活動が計16回行われ、延べ31名の参加と保護区内のブイの破損（一ヶ所）が報告された。今帰仁漁協からは期間中20回の監視活動が行われ、保護区内に入っていた釣り船に対し注意を行った旨の報告がされた。

4. 考察

資源管理の取組は、今年で15年目を迎え、期間中の目立った違反もみられないことから、大宜味村、今帰仁村、名護市の広報を活用した周知活動には効果があり、取組が地域に十分浸透しているものと考えられる。

また、委員会の取組と併せて平成25年度より取り組まれている水産資源管理支援事業によるハマフエフキの標識放流では、平成25年11月に今帰仁で放流されたものが、平成27年3月に読谷村渡具知地先で採捕されるという報告も上がってきており、委員会の今後の活動が益々活発になることが期待される。



第2回合同会議の様子

